

経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等に関する論点（案）

平成 20 年 6 月 13 日
企業統計部会長
美添 泰人

1 経済構造統計の指定

- (1) 今回の経済構造統計を指定統計とすることに伴う意義、効果は何か。
- (2) 今回の経済構造統計と、平成 23 年に実施される経済センサス-活動調査によって作成される統計との関係は整理されているか。

2 経済センサス-基礎調査の計画の承認

(1) 本調査の目的・役割

本調査の目的・役割は何か。

経済センサスに関する政府部内の累次の会議における指摘事項に対応したものとなっているか。

(2) 調査事項

本調査の目的の一つである事業活動及び企業活動を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備する観点からみて、調査事項は適切なものとなっているか。

また、我が国における事業所及び企業の活動内容、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする目的に照らし、調査事項は適切なものとなっているか。

企業情報把握の観点から、今回調査における調査事項(「決算月」、「持株会社か否か」、「親会社・子会社情報」等)については、調査目的、的確な把握及び報告者負担の軽減等の観点からみて適当か。

平成 23 年に実施される経済センサス-活動調査においては、調査客体である事業所・企業の活動内容に即した調査票を配り分けるため、その必要となる産業分類格付け情報を的確に把握できる調査票の設計となっているか。(従来から工業統計調査と格付け手順が異なる。事業所・企業統計調査では経理項目を調査していないため、分類格付が大きく違うのであれば、名簿の価値がなくなる。)

「主な事業の内容」欄において、記載基準として「年間を通じて従事している人数が最も多い事業」としている。これは昨年日本標準産業分類改定に対応した設計であるが、業の実態に照らし的確に把握可能な設問となっているか。

調査事項については、報告者負担の軽減に留意しつつ、調査目的や統計利用者の二つの観点から、追加等すべき事項はないか。

(3) 調査方法

本調査計画(案)は、試験調査の実施結果を適切に反映したものとなっているか。

(第1次試験調査により、どのような知見が得られたのか、それを踏まえ第2次試験調査の実施に向けたねらいは何か。)

SOHO など調査員調査における調査員の目視では捉えることが困難とされている調査対象である事業所及び企業等を捕捉するため、行政記録情報(商業・法人登記データ)を活用しているが、調査目的等からみて、的確に活用されているか。調査客体数が増加することや、当該事業所・企業の捕捉に調査員が時間を要するなど、地方公共団体及び調査員事務の効率性に支障は生じないか。

本社等一括調査の導入に際して、国、都道府県、市町村及び調査員における調査事務の役割分担は実地検証も踏まえ、どのように検討されたか。また、報告者における事業所概念の理解などについて混乱等を回避するため、「記入の仕方」の充実などの適切な措置がなされているか。

国が担う本社等一括調査においては、効率的な調査事務を推進する観点から、調査票の配布・取集に係る調査事務の外部資源活用を検討しているが、統計の正確性・信頼性の確保等のためにはどのような措置が必要か。

(4) 集計事項

集計事項は、調査目的及び統計需要への的確な対応の観点からみて適切か。(従産業、決算月及び持株会社が否かの新規の調査事項については有効な集計となっているか。)

行政ニーズのみならず、広く統計利用者のニーズへの適切な対応を図る観点から、クロス集計の充実など、さらに追加すべき事項はないか。

(5) その他

平成21年調査の実施後、平成23年に経済センサス-活動調査が実施されるまでの経過期間に生ずる名簿情報の劣化対策として、どのような措置が検討されているか。

本調査の今後の在り方についてどのような検討がなされているのか。

3 経済センサスの実施に伴い廃止等される各種統計調査との関係

経済センサスの実施に伴い廃止等される各種統計調査(平成21年に実施予定の事業所・企業統計調査及び商業統計調査、サービス業基本調査など)との関係について適切に整理されているか。仮に影響等が大きいことが想定される場合、適切な補完措置がとられているか。